

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会(第2回)	
令和6年7月30日	参考資料

2024-6-28 第1回民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会（議事録）

○平井補佐 定刻となりましたので、ただいまから、第1回「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙の折、また、本日は、お足元の悪い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本検討会の構成員をお引き受けいただきましたことについても、併せて御礼申し上げたいと思います。

座長に進行をお願いするまでの間、冒頭の進行を務めさせていただきます、地域福祉課長補佐の平井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、本検討会の構成員の皆様方を御紹介させていただきたいと思えます。五十音順で、御紹介いたします。

全国民生委員児童委員連合会副会長、長田一郎様。

東京都民生児童委員連合会副会長、小林隆猛様。

秋田県湯沢市福祉保健部福祉課長、佐藤美奈子様。

東京都港区保健福祉支援部保健福祉課長、重富敦様。

富山県高岡市福祉保健部社会福祉課長、関原総臣様。

全国民生委員児童委員連合会副会長、高山科子様。

北九州市保健福祉局地域共生社会推進部地域福祉推進課長、田津真一様。

大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課長、谷岡伸子様。

文京学院大学人間学部人間福祉学科教授、中島修様。

和歌山県民生委員児童委員協議会理事、西村重光様。

札幌市民生委員児童委員協議会副会長、向俊孝様。

東京都立大学人文社会学部人間社会学科准教授、室田信一様。

以上、12名の構成員の皆様となります。

そして、本検討会の座長につきましては、中島構成員、座長代理につきましては、室田構成員にお願いさせていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日ですが、長田構成員は、御都合が悪く、御欠席との連絡をいただいておりますので、申し上げます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

まず、朝川社会・援護局長。

駒木大臣官房地域保健福祉施策特別分析官。

金原地域福祉課長。

山口こども家庭庁成育局成育環境課長。

ニノ宮こども家庭庁成育局成育環境課長補佐。

以上でございます。

それでは、開会に当たりまして、朝川局長より、御挨拶を申し上げたいと思います。
○朝川局長 皆様、おはようございます。社会・援護局長の朝川でございます。

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会の開催に当たりまして、御挨拶申し上げます。

構成員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、検討会に参画いただきまして、心から御礼申し上げます。

現在、我が国におきましては、少子高齢化や人口減少、単身世帯の増加といった社会構造の変化によりまして、福祉ニーズの複雑化・複合化が進んでおり、今まで以上に住民にとって最も身近な存在である民生委員・児童委員に大きな期待が寄せられているものと承知しています。

また、こうした社会構造の変化に加えまして、全国的な就業年齢の上昇や町会・自治会の加入率低下によりまして、民生委員・児童委員の候補者を探すことが難しい状況になっております。このような中、いわゆる担い手不足対策の一つとして、民生委員・児童委員の担い手を、在住者に限るのではなくて、在勤者も対象にできるよう、選任要件の緩和を求める地方分権提案が昨年にございまして、令和5年12月22日の閣議決定、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針におきまして、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて、検討して、令和6年度中に結論を得ることになってございます。

民生委員制度は、大正6年に岡山県の済世顧問制度に始まりまして、翌年、大阪府で発足した方面委員制度が、その後、全国各地に普及いたしました。民生委員は、生活困窮者への支援に始まりまして、一貫して、地域住民の一員として、住民視点に立った活動を行ってきておりまして、100年を超える歴史のある制度となっております。

本検討会では、このような歴史のある民生委員・児童委員制度をさらに発展させまして、次の世代にしっかりと引き継いでいくことが重要であることから、担い手不足への対応の一方策として、地方自治体より提案のあった選任要件の一つである居住要件の緩和につきまして、民生委員当事者、地方自治体の構成員の皆様に御議論いただき、今後の方向性の検討をお願いするものでございます。

構成員の皆様におかれましては、忌憚のない活発な御議論をいただけることを期待いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○平井補佐 続きまして、中島座長より、一言、御挨拶を頂戴したいと思います。

○中島座長 皆様、おはようございます。ただいま御紹介にあずかりました、座長を務めることになりました、文京学院大学の中島でございます。

オンラインの関係で、立つと顔が見えなくなりますので、座らせていただきます。

局長の御挨拶にもありましたとおり、民生委員制度は、100年を超える、まさに歴史のある、日本固有の非常に重要な制度だと思います。私が厚生労働省で働かせていただいているときからも、多くの外国の方々に対して民生委員の仕組みを御説明する機会もいただきました。私は、この間、研究・実践をずっとやってきた中で、重要なテーマとして、民生

委員・児童委員のテーマに取り組ませていただいたところでございます。

皆様、御承知のように、コロナ禍以降、孤独・孤立のテーマはより深刻さを増しているという状況にあって、本当にあらゆる世代の方のテーマになっていまして、民生委員への期待は大きいと思います。

一方で、1万5000人になるでしょうか、欠員が生じていることもまた事実でございます。様々な調査研究をやらせていただきますと、多くの自治体の皆様、民生委員・児童委員の皆様が、民生委員・児童委員の後任の方を探すのに大変御苦労されているということは、共通のテーマではないかと思います。

民生委員がその地域に住んでいるということはとても大事なテーマでございますので、そこは揺らがないわけでございますけれども、この民生委員制度をこれからさらに100年続けていくためにはどうしたらいいのかというところで、しっかりと民生委員・児童委員を選ぶことができる、そういう議論が今回はできたらいいかなと思っているところでございます。

少し長くなりましたが、ぜひ皆様が議論をしやすい形で進行ができたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○平井補佐 ありがとうございます。

会場の報道関係者の皆様におかれましては、カメラの頭撮りはここまでとさせていただきます。

また、今回の検討会は傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信をしておりますことを併せて申し上げます。

(カメラ退室)

○平井補佐 それでは、以降の進行につきましては、中島座長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○中島座長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日の議事は、「民生委員・児童委員の選任要件について」、「地方分権提案団体からの提案趣旨説明」、「その他」ということになっております。

進め方としましては、まずは、事務局から、この検討会の位置づけも含め、資料に沿って、民生委員・児童委員制度の現状等について御説明いただき、その後、地方分権提案団体である特別区長会を代表して、港区の重富構成員より、提案の趣旨を御説明いただいた後、質疑及び意見交換の時間を設けたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から、資料の説明をお願いいたします。

○金原課長 事務局です。

資料1、資料2について、御説明させていただきたいと思います。若干駆け足になると思いますが、御容赦いただければと思います。

まず、資料1でございます。「検討の範囲や論点等について」ということで、本検討会の議論いただく内容について、御説明させていただきたいと思います。

まず、2ページになります。表題で「民生委員・児童委員について」というところでございます。便宜上「民生委員」と表現させていただくことになると思いますけれども、御容赦いただきたいと思います。まず、民生委員さんは、無報酬の特別職の地方公務員であり、任期は3年となっております。次期改選日は、令和7年12月1日になります。上のほうにありますけれども、今の委嘱されている人数が22万7426人、定数が24万を超えております。充足率については、94.5%となっております。厚生労働大臣が委嘱することになっておりますが、手続的には、まず、左側の一番下にあります市町村民生委員推薦会で推薦いただく形になりますが、この推薦会の人数や構成については、市町村長の裁量に委ねられております。推薦いただいた者は、都道府県知事等から厚生労働大臣に推薦して、委嘱という形になっております。右側に、＜民生委員・児童委員1人当たりの活動状況＞とございます。令和4年の実績になりますので、若干コロナ禍ではありましたが、少し活動が持ち直した時期になります。こちらは、総活動件数を委嘱された人数で割っておりますので、大ざっぱな1人当たりという形になります。活動内容のところを見ていただきますと、相談支援が21.6件、地域福祉活動が33.8件、地域の民児協における定例会・研修が26.0件、下になりますけれども、見守りや声かけの訪問が146回という状況でございます。

3ページになります。民生委員・児童委員の活動状況の推移でございます。平成15年からの折れ線グラフが下にございますが、活動内容としては、かつては相談・支援の件数が非常に高かったのですが、平成20年頃から、地域福祉活動・自主活動の件数が一番高くなっております。令和2年度から令和4年度については、コロナ禍の影響で、若干実績が低下しております。相談・支援の件数がだんだん下がってきたことは、各福祉制度における相談機関の充実が背景にあるのではないかと考えております。代わりに、地域のネットワークを活用した活動、民児協独自の活動、サロンや居場所といった活動が増えている状況でございます。

4ページ目になります。こちらは、民生委員さんが最も負担に感じた業務でございます。棒グラフが、色分けで幾つもありますが、下のほうにそれぞれの色分けの内容を記載しております。全体が1,978件でございますが、属性の振り分けをしております。重複している部分もありますが、65歳未満の方、65歳未満でなおかつ就労でバランスが大事だと考えられている方、下のほうになりますけれども、民生委員活動に関して継続の意向がない方、逆に満足していただいて継続意向のある方となっております。業務負担感につきましては、訪問活動、行事・事業・会議への参加協力が特に負担に感じられているということでございますが、民生委員活動に非常に満足していただいている方は、負担感も少なく、担い手確保としては、こういった民生委員活動に満足感を持ってもらうことも大事かと思っております。

5ページ目になります。民生委員・児童委員の担い手確保に関する課題ということで、令和2年度の社会福祉推進事業調査の中でのアンケート結果になります。それぞれ、回答の多かった上位5つを掲載しております。まず、民生委員候補者推薦時の課題、市町村に聞いた内容でございますが、地域で高齢化して適任者が探しにくい、民生委員の役割・業

務内容が負担となっている、業務量が多く負担である、仕事・介護・育児などの理由で時間的余裕のない人が多い、高齢者の方の就労率が高くなり適任者を探しにくいといった課題が挙げられております。その下、今度は民生委員さんの担い手確保が難しかった理由という内容ですが、こちらも、順番は違いますが、今御紹介した内容と同じとなっております。一番下、これも民生委員さんに聞いた内容でございますが、担い手確保に効果があると考えられるものということで、地区割りの見直しや定員増加による担当世帯数の適正化、民生委員活動を補佐するための行政・関係機関等のネットワークの構築、充て職が多いこと、会費や寄附の協力を求めるための戸別訪問業務が非常に負担になっているということでございます。また、行政に対しては、民生委員から相談を受け付ける窓口を設置していただきたいという内容が挙がっております。

6 ページ目になります。今回御議論いただくテーマになりますが、まず、選任要件の見直し、昨年の地方分権提案でございます。現行の取扱いのところを簡単に説明させていただきます。民生委員の推薦を受ける方は、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」とされております。2 つ目の丸ですが、民生委員・児童委員は市町村の区域を単位としてその職務を行っています。下に小さい字で職務がありますけれども、民生委員の職務として、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと、児童委員の職務についても、児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくことといった業務内容がございますので、その地域に相当期間居住して地域住民の生活の実情に通じている方が選任されるようにといったことで、必要な要件としているものと考えております。下の緑のところ、提案内容といたしますと、特別区長会から、在住者だけではなく在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しを求めるということで、その対応といたしましては、昨年12月22日、閣議決定で、選任要件の緩和については、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえ、検討し、今年度中に結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずるという閣議決定をされております。

7 ページ目になります。本検討会の検討範囲でございます。書いてありますように、今ほど説明したように、令和6年度中に結論を得るとされております。本検討会においては、主に、民生委員・児童委員の選任要件のうち、真ん中の四角にありますけれども、居住要件の緩和についてどう考えるか、是か非かということ、その次の居住要件を緩和する場合に必要な条件や考慮すべき点も併せて、是であるからということではなくて、一体的に検討していったほうがいいのかと思っております。この2点について、論点を整理して、本年の秋頃までに一定の結論を得ることを目指していきたいと思っております。ただ、米印にございますけれども、選任要件（居住要件）以外の民生委員・児童委員の担い手確保等の諸課題、先ほども自治体の意見や民生委員のアンケートの御意見を紹介いたしました、様々な課題を感じていると認識しておりますので、本検討会における意見集約の状況も踏まえまして、その課題や必要性に応じて、別途、検討していきたいと考えております。居住要件については、一定の結論を得させていただきながら、それ以外の課題についても、

ぜひ御意見をいただきたいと考えております。

次のページになります。検討会の論点をもう少し細かく整理させていただいておりますが、先ほど申しました主な論点は、居住要件緩和についてどう考えるか、要件緩和をする場合の必要となる条件や考慮すべき点と言っておりますが、これだけの論点ということではなかなか意見も出しにくいと思いますので、下に、マル１、マル２と例を記載しております。こちらにつきましては、事務局としての考えということではございません。皆さんにスムーズにいろいろと考えていただけるよう想定しているものということで、整理させていただきました。まず、１番目でございますが、対象とする市町村をどのように考えるか、想定される対象の例とありますが、現在、民生委員の定数を満たしていない、欠員のある市区町村とする、あるいは、今後、そういった確保が困難、欠員が生じるおそれがあると市町村が判断した場合が考えられるかと思えます。２番目でございますが、先ほどの６ページでも説明したとおり、民生委員は地域住民との関係性が非常に重要であると、この点の認識については何らの変更もないと考えておりますので、居住している民生委員と遜色のない活動が行えると認められる条件や考慮すべき点はどのようなことが考えられるかというところで、御議論いただければと思います。想定される例といたしましては、居住歴や就業等による担当区域との密接な関係としてどういうものが考えられるかということで、例えば、過去に担当区域が存在する市区町村に一定期間の居住実態がある者、現在民生委員をされていて、個人的な事情で転出せざるを得ないけれども、引き続き民生委員をやりたいという方もいらっしゃるのではないかと考えてございます。２つ目、担当区域が存在する市区町村に親族・知人が在住することにより、一定の頻度で居住や訪問が認められるということでございます。こちらにつきましては、今、２地域居住という方も非常に多くなっております。過去に、民生委員に適任と思われた方が、実は２地域居住の方で、住民票がなかったという事例も聞いております。３つ目になりますが、担当区域が存在する市区町村において日常的に住民と接触する機会があると認められる方、例えば、括弧書きであります、地元の商店に勤められている方、マンションのコンシェルジュの方や管理人の方、その地域に福祉施設・事業所があつていわゆる福祉的な相談業務・相談支援に従事している方も考えられるのではないかと思います。留意点とすると、実際に民生委員活動が十分に可能な就業形態であるかという判断が必要か、また、居住地が離れているという形になりますが、どこまで離れている方まで考えられるかということでございます。隣接の市区町村に限定するのか、あるいは、一定の距離を考えるかということだと思います。また、その下にありますが、地域に居住していないことで、例えば、地域の中での実効性のある協力体制、民生委員の方々に班体制を導入する、あるいは、自治体や民児協のサポートが必要かということも、留意点として挙げられると思います。その他につきましては、民生委員児童委員協議会からの意見もしっかりと聴く必要があるのではないかと、住んでいるところとそうでないところの両方で受けることがあつていいのか、そういうところも全部含めて市区町村が裁量で決めていいのではないかと考えているかと思えます。

続きまして、今後の進め方でございます。現時点においては、4回の開催を予定しております。あくまで、予定でございます。下の議題案についても、今予定しているものとしてお示しさせていただいております。本日は、第1回目になりますが、検討の範囲、主な論点、この後、最近の動向について、若干説明をさせていただきます。また、地方分権の提案自治体（港区）さんから、提案内容の説明をいただき、その後はフリーディスカッションと考えております。第2回目は、7月下旬の予定でございますが、大変お手数ではございますけれども、皆様方にプレゼンテーションをしていただければと、意見陳述をいただきたいと思っております。当方で、意見をいただきたい内容や一定の様式的なものについては、お示ししたいと思っております。先ほど申しましたが、このフリーディスカッション・プレゼンテーションの中で、基本的には居住要件について御意見をいただくというところでございますが、それ以外の課題提起、意見についても、いただければと考えております。第3回につきましては、1回目と2回目の意見を踏まえまして、事務方で居住要件の取扱いの素案を示させていただきたいと思っております。第4回目につきましては、10月から11月頃、居住要件の取扱いの案を、一定、取りまとめたいと思っております。また、今後検討すべき課題についても、洗い出し等を行っていただければと考えております。

資料1は、以上でございます。

資料2「民生委員・児童委員制度の最近の動向」ということで、若干御説明させていただきます。

ページ数でいくと、4ページ目からになります。民生委員制度の歴史でございます。先ほど、局長の挨拶にも、中島座長の挨拶にもございましたけれども、100年を超える歴史がある制度になります。

5ページ目につきましては、先ほど資料1でも掲載しておりまして、説明させていただきましたので、割愛いたします。

6ページ目になります。右側、定数の定め方について、御説明します。平成25年の分権改革一括法で、以前は従うべき基準でございましたが、参酌基準に変更されております。したがって、下表の基準を参酌して都道府県等が条例で定めるという形になっております。それぞれ、管内人口、面積、地理的条件等々を踏まえながら、地域の実情を踏まえた弾力的な定数設定ということで、例えば、東京都区部、指定都市でありますと、220～440世帯に1人、町村部でいきますと、70～200世帯に1人となっております。

7ページ目になります。民生委員・児童委員の委嘱数と充足率の推移でございます。昭和23年度以降の委嘱数の推移について、記載させていただいております。長期的に見ると、増加という形になっておりますが、平成13年度以降、20年間は横ばいで約23万人という状況でございます。充足率は90%台、令和4年度でいきますと94.5%になります。グラフで見ていただけるとおり、昭和23年度から増加しておりますが、その間、充足率は、ある程度、一定となっているというところにつきましては、定員数も増え、委嘱数も増えていたところでございます。最近におきましては、大体23万人前後で推移していますが、若干充足率が下がっている、要は、定員数が増えており、定員数の増加に委嘱数の増加が追いつ

いていない状況になっております。

続きまして、8ページは飛ばさせていただきます。

9ページになります。性別割合の推移になりますが、平成7年度ぐらいで男女の比が逆転しております。それ以降、平成19年頃からは、男性が4割、女性が6割ほどとなり、同水準で推移しております。

10ページ目、年齢分布の推移になります。3回の一斉改選のときの年齢の状況について、記載させていただいています。いずれも、60歳以上が80%以上を占める構造ではございます。平成28年には、65～69歳が約4割近くという状況でございましたが、令和元年度になりますと、70～74歳の方も3割、65～69歳も33%という状況で、直近の令和4年度になりますと、70～74歳の方が31%。65～69歳の方が30%という形で、70歳代の方のほうが増えたという状況になっております。

11ページ目は、先ほども御説明したところでございますので、割愛させていただきます。

12ページになります。この5年間の活動の状況でございます。見ていただいたとおり、一番多いものは、一番左にございます、声かけや見守り等の訪問になります。こちらにつきましては、大体142件から163件というこの5年間の状況でございます。

13ページでございます。また、資料1でも説明しましたが、相談支援の件数が減少しているというお話をさせていただきました。全体的には減っておりますけれども、その中でも、子供の地域生活や日常的な支援については増加している状況になっております。

14ページにつきましては、民生委員さん、児童委員さんに関する予算になります。自治体への予算もございますし、全社協に対してのいろいろな研修等々に予算を充てております。

15ページになりますが、地方交付税のいわゆる民生委員さんの活動費の推移でございます。それぞれの活動費と地区協議会に対しての活動推進費、どちらも令和2年度に増額をさせていただいております。

16ページ目は、令和6年度の予算から新たに措置したものでございます。予算額は、ほかの大きな予算と一緒にございますので、このような数字になっておりますが、具体的にいきますと、事業の目的の2つ目の丸にございますが、民生委員が活動しやすい環境の整備、担い手確保に向けた地方自治体の創意工夫による取組を支援しようということで、地域づくり事業の概要の（5）民生委員さんの業務負担の軽減や理解度の向上、多様な世代の参画に資するような事業に対して、補助をしていこうというものでございます。（5）の取組のイメージにつきましては、22ページ以降、自治体の好事例を説明させていただきますが、そういったものを想定しております。

17ページからは、令和2年度調査研究事業の概要になります。

18ページ、民生委員候補者の推薦母体でございます。圧倒的で、町会・自治会が8割を占めているという状況でございますが、いわゆる町会・自治会の加入率の低下が各地域で課題として挙げられております。そういう意味でも、担い手確保が難しくなっている面があると思っております。

19ページ目は、先ほども説明しました、民生委員さんの担い手確保が難しかった理由ということで、民生委員さんに対するアンケートの調査結果でございます。先ほど説明した内容になっております。

次に、20ページになります。民生委員の担い手確保に効果があると民生委員さんが感じられている内容でございます。左側に、大きく、1、2、3、4とございます。これにつきましては、いわゆる効果があるという項目に対して、今自治体で好事例として取り組んでいるものを説明させていただいております。1番目については、いわゆる行政でのバックアップの機能になります。2番目が、民生委員活動を補佐するための協力員の配置。3番目が、班体制をつくる。4番目が、ICTの活用。

21ページ目は、市町村に聞いた内容でございますが、同じく、推薦時の課題としますと、民生委員制度や活動内容について住民の理解が得にくい、役割・業務量が多く負担であるという内容の回答になっております。

今、申しましたとおり、どのような好事例があるかといいますと、22ページ目、民生委員・児童委員の方々の自治体が行っている庁内サポート体制の構築、大分市の事例でございます。右側の取組概要を見ていただきますと、関係各課に民生・児童委員支援担当者を配置して、管内の民生委員の方々の支援担当者の連絡先を共有して、困難事例を抱える民生委員の方々からの相談を受けて、複数の関係課で連携を図りながら、早急に対応できる体制を構築しているというものでございます。庁内のサポート会議も開催されているということでございます。

23ページ目になります。民生委員協力員による活動サポートで、新潟市の事例になります。同じく、取組概要のところを見ていただきますと、民生委員・児童委員さんの指示・指導の下、見守り等の活動に対して補佐・協力を行う民生委員協力員を、民生委員さん1名につき、1名、必要に応じて配置するという内容でございます。

24ページ目になります。班体制による活動、東京都の事例ということで、左側、2段落目の2行目ぐらいから見ていただきますと、支援が必要なときに担当地区の委員が不在ということもございますので、他の地区の委員も対応できる体制を整えておくということで、班体制という考え方でございます。3段落目にございますとおり、委員同士が支え合って、委員相互の経験・知識に学ぶ活動ができる、委員同士の絆を深めるような効果もあるということでございます。

25ページ目は、ICTの活用になります。石川県野々市市の事例でございますが、単にタブレット等を導入するだけではなくて、金沢工業大学の学生さんのサポートで、活用に不慣れな民生委員さんに対して、端末利用説明会を開催するといった取組も併せて行われております。

26ページ目は、小学生による民生委員活動（子ども民生委員）ということで、熊本県天草市の事例でございます。取組概要のところがございますが、市内全ての小学校を対象に、天草市の社協会長から子ども民生委員として委嘱して、民生委員・児童委員と共に活動を実施するという内容でございます。これについては、取組による効果のところがございます。

すが、子供たちの意識変化もさることながら、民生委員・児童委員と子供たちが顔なじみになることで、保護者にも民生委員・児童委員活動の重要性と大切さを理解していただくということでございます。

27ページ目は、この大学生版で、大学生のインターンシップということで、大学生の頃にこういったボランティア活動等に親しんでということでございます。

28ページ目以降は、令和5年度の調査研究事業の概要・結果になります。本年5月下旬頃に、自治体の皆様には、報告書ができたということで、周知をさせていただきました。この調査研究は、働きながら民生委員活動を行う上での提言的な内容もいただいたものでございます。

30ページ目に、アンケート調査がございします。先ほども資料1で少し御説明しましたが、属性を振り分けながら、それぞれの属性でどういう違いがあるかということで、検討させていただいた内容になります。細かい結果については、別途、御確認いただければと考えております。

37ページ目になりますが、先ほども少し紹介しました民生委員の活動を補佐する協力員の配置状況がございします。今回の調査で回答をいただいたうち、4分の1の自治体で、何らかの民生委員の活動を補佐する役割の人を配置しているという状況でございました。こういった内容かといいますと、下のほうのグラフにありますますが、相談・支援もございしますし、行事・事業・会議への参加協力や地域福祉活動・自主活動などを補佐していただいでいて、この補佐する方の効果といたしましては、物理的・精神的な業務負担軽減もございしますが、その下にもあります、次期民生委員候補の発掘や民生委員活動の理解促進も含まれております。

次のページが、民生委員の認知度でございします。40歳以下の世代において「民生委員」という名称を聞いたことがないという人が4割ほどいるということが、現状でございします。一方、60歳代では、名称を知らないという人は数パーセントとなっております。

39ページ目以降は、働いている方々にも民生委員の担い手となっていただくためにはどんなことが必要かということで、1. 地域企業との連携、地域福祉活動への企業の参加や民生委員業務への理解の促進が必要だということでございします。

40ページ目が、2. ICTの活用、民生委員さんが働きながら活動するためには、会議・研修に参加しやすい、あるいは、報告業務の負担軽減にもつながるということでございします。

41ページ目、3. 市区町村の施策ということで、市区町村のいわゆるバックアップ体制も必要であろうと。

42ページ目は、4. 民生委員さんの業務の認知度向上ということで、新規の民生委員さんの参加を促進するために、こういった認知度のアップが必要ということでございします。

43ページ目以降につきましては、地方分権の提案の具体的な内容、46ページ目以降は、参考資料として、民生委員法の概要等々について、つけさせていただいております。説明は、割愛させていただきます。

私からの説明は、以上になります。ありがとうございます。

○中島座長 ありがとうございました。

改めまして、この検討会がどういうところを中心に議論していくのかというお話をいただきました。民生委員がそこにお住まいになっているということは、揺るぎない、大事なところであるわけでございます。しかし、今、説明いただきましたように、選任することがなかなか大変だという中で、いろいろなところで御苦労していただいているという調査結果を見ていただきました。そういう中で、選任要件を中心に議論する。ただ、皆様に民生委員の課題出しはやっていただきたいということでございますので、ぜひよろしくお願いいたします。

続いて、港区の重富委員より、地方分権提案の趣旨説明をお願いしたいと思います。

○重富構成員 東京都港区保健福祉支援部保健福祉課長の重富です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、民生委員・児童委員の選任要件の見直しにつきまして、港区提出資料を用いて、説明させていただきます。

この提案の趣旨は、民生委員・児童委員を推薦するに当たり、在住者だけではなく、区外に住む在勤者にも委嘱できるようにするなど、今後の民生委員・児童委員制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しを求めたものとなっております。

表紙をめくっていただきまして、2ページ目は、地域福祉をサポートする身近な相談相手である民生委員・児童委員の役割をまとめたものとなっております。

次の3ページ目は、制度の現状として、民生委員の在住要件・適格要件等をそれぞれまとめたものですが、先ほどの説明と重複しますので、ここでは省略をさせていただきます。

次の4ページ目を御覧ください。こちらで、支障事例の御説明をさせていただきます。地域コミュニティ活動の衰退、近所付き合いの忌避、全国的な就業率の上昇によりまして、地域福祉活動の担い手が不足しております。これに伴いまして、民生委員の欠員も増加しております。推薦母体である町会・自治会の加入率自体も低く、適任者を見つけることができない状況が続いているところとなっております。都市部に関しては、昼間人口と夜間人口の差も非常に大きく、また、再開発が急激に進む中で、町会・自治会自体、自治組織自体を組織していない地域、あるいは、民生委員・児童委員の必要性を認識していないケースもあり、担い手を確保することがますます困難な状況が生じております。

こうした支障事例の背景としまして、資料にはありませんが、港区の状況を補足させていただきますと、港区における住宅の戸数は13万7000戸となっております。そのうち、共同住宅が12万8000戸、約93%が共同住宅となっております。湾岸エリアを中心に、こういった活発な再開発によりまして、いわゆるタワーマンション、こうした大規模集合住宅が今も増え続けている状況にあります。今お話ししたこうしたマンションのうち、自治組織をつくっているマンションは、約9%、1割に満たない状況で、ほとんどのマンションには、自治組織、自治会がないという状況があります。また、マンション単位で地元の町会に加入しているところは5割程度にとどまっています。これが、現状の港区における地域

コミュニティのリアルな状況となっています。民生委員の選任に当たりましては、地域コミュニティの基盤である町会・自治会に候補者の情報提供を依頼して、推薦書を提出していただくことがスタンダードな流れとなっておりますけれども、今、お話ししたとおり、町会・自治会自体が脆弱化している状況にある中で、民生委員の確保には非常に苦労しているという現状があります。こうした状況も踏まえて、町会・自治会の推薦依頼に加えて、これは港区だけではないと思いますけれども、社会福祉協議会であったり、シルバー人材センターであったり、青少年委員であったり、小中学校のPTAなど、こういった関係団体にも民生委員の推薦依頼や情報提供をお願いして、カバーをしている状況にあります。

次の５ページ目に移っていただきまして、一部、先ほどの御説明と重複する部分ではありますが、民生委員・児童委員の定数と現員の状況を確認していただければと思います。令和４年の一斉改選時におきまして、全国では、24万547人の定数に対しまして、現員数が22万5356人で、充足率は93.7%となっております。３年前の令和元年と比較しまして1.5ポイントの低下で、充足率は低下を続けていまして、欠員数は１万5000人を超えているということが全国の状況となっています。一方、港区ですが、令和４年の改選時におきまして、定数158人に対し、現員数136人、充足率は86.1%となっております。令和元年と比較しまして、パーセントでいいますと1.2ポイントの低下ということで、微減に踏みとどまっているようにも見えますけれども、実は定数を165人から158人に削減して、言わば分母を小さくしております。仮に定数を165人のままとした場合、充足率を計算すると、82.4%になりますので、深刻さは増している、欠員の状況が加速しているということが読み取れるところです。

ここで、もう一度、４ページ目に戻っていただけますでしょうか。結びを下のほうに記載しておりますけれども、民生委員・児童委員の欠員が続くということは、区民サービスの低下を招くことに加えまして、欠員地区をカバーする隣接地区の民生委員・児童委員や事務局の負担の増加につながるなど、地域福祉推進の妨げとなっている状況があります。こうした傾向は今後も続いていく可能性が高く、持続可能な民生委員・児童委員制度の在り方を真剣に検討するときを迎えていると感じているところです。

次に、６ページ目を御覧いただけますでしょうか。求める措置とその手法です。端的に申し上げますと、民生委員・児童委員の選任に当たりまして、区内在住者だけではなく、区外に住む在勤者も委嘱できるようにすることで、担い手不足の解消を図るものとなっております。地域コミュニティ活動の衰退や近所付き合いの忌避等の一方、企業の社会貢献活動として地域参加を掲げている事業者は多くあります。また、在住者よりも在勤者のほうが地域の実情を御存じで地域の住民が気軽に相談できるケースもありまして、実態に即して、在住者だけでなく、在勤者も委嘱できるようにすることで、民生委員の欠員の解消につなげられるのではないかと考えております。その際は、区外居住の在勤者であっても民生委員・児童委員の業務に対応できる環境づくり、行政との調整、近隣委員・地区協議会、各関係機関との連携協力を整えていく必要があろうかとも考えております。

具体的には、次の７ページ目にまとめております。まず、仕事と民生委員・児童委員活

働の両立しやすい環境の整備についてです。例えば、月１回開催している定例会の夜間開催やオンライン開催への変更、また、活動記録等の提出物や調査法、こうしたやり取りの簡便化や工夫を検討する必要があるかと思っております。また、候補者となる在勤者をどう確保していくかというアプローチとしましては、区と協力関係にある企業・団体から社会貢献・地域貢献活動に熱意を持つ人材を紹介していただく、あるいは、マンションの管理人やコンシェルジュに担っていただくことを、管理会社や管理組合・自治会に依頼していくことなどが検討できればと思います。特に、後者のマンションの管理人やコンシェルジュに関しましては、最近のマンション、特にタワーマンションは、セキュリティが非常に厳しく、民生委員が戸別訪問をすることは困難な状況にある中で、その解決策としては有効なのではないかと考えているところです。最後に、地域に居住していないことにより生じ得る制約（緊急時等）への対応につきましては、近隣委員や地区協議会との連携はもちろんのことですが、地域包括支援センターや児童相談所など福祉関係機関や区役所の夜間宿直あるいは警察・消防と連携することで、カバーしていけないかということを考えております。

次に、８ページ目を御覧ください。最後のまとめになりますけれども、民生委員・児童委員を選任するに当たりまして、在住者だけではなく、在勤者にも委嘱できるようにすることで、担い手不足解消の一助になり、それに伴い、民生委員・児童委員の負担が軽減され、地方公共団体の負担も軽減されてまいります。これによりまして、持続可能な民生委員・児童委員制度の構築と地域福祉の維持向上が実現できるものと考えております。併せて、ただし書きで、下のほうに少し控え目に記載しておりますけれども、虐待や子供の貧困、ひきこもり、孤独死など、福祉課題が複合化・複雑化・深刻化する中で、そうした課題に向き合う民生委員・児童委員の処遇改善等も取り組んでいくことが、真に持続可能な制度としていく上で、必須なものとも考えております。

以上が、民生委員・児童委員の選任要件の見直しに関する提案内容です。

最後に、提案自治体の立場ではありますが、懸念される部分についても付け加えさせていただきます。

資料はありませんけれども、この提案が新聞・テレビ等で報道されたことで、「在勤者」という言葉とそのイメージが独り歩きしてしまったということもありまして、在勤者が地域の実情を本当に把握できるのか、非常時に駆けつけることができるのか、民生委員・児童委員の役割に照らして、疑問の声も実は寄せられたところです。提案自治体としまして、「在勤者」とは、いわゆるオフィスワーカーをイメージしているわけではないのですけれども、「在勤者」という言葉を聞いて、要件緩和に慎重な意見があることも事実だと思います。誤解を招かない情報発信とともに、要件緩和の基準づくりやその運用には、急がば回れかもしれませんが、慎重さや抑制的な姿勢も併せて求められているのかなということも、実感として、感じているところです。

この居住要件の緩和に賛成の立場であることはもちろん変わりませんが、先ほどの例に出したマンション管理人やコンシェルジュまで仮に一足飛びで行けなくても、例え

ば、民生委員としてキャリアを積み上げてきた方がやむにやまれず近接する自治体に転居せざるを得ないケースが生じたとします。こういうケースは、港区、都心部では多々ありまして、都営住宅、他自治体ですと県営住宅かもしれませんけれども、老朽化に伴う建て替えに伴いまして、区外のほかの公営住宅に一時的に転居していただくことなどは実際にあり得るケースになっております。こうしたケースにおいても、御本人の活動の拠点が引き続き港区にあって、その港区において人間関係等が維持されているにもかかわらず、居住要件の問題で民生委員を退任せざるを得ないということについては、本人にとってもとても残念なことだと思いますし、区にとっても、地域にとっても、大きな損失と考えております。まずは、こうしたケースにおいて、民生委員として活動を継続して、少なくとも3年間の任期を全うできるように、要件緩和を行う。こうした小さな一歩から始めて、地域の実情に応じた事例を積み上げて、丁寧に議論していくことも大切だと思っております。

長くなりましたが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○中島座長　ありがとうございました。

港区の重富構成員から、御発題いただきました。まさに、東京は欠員が非常に多いといったことを踏まえての御発題だと思います。とかく、こういう議論をしますと、都市の問題ではないか、東京だけの問題ではないかという議論になりがちなのですが、私は、地域福祉が専門ですから、地方で様々な研修や計画づくりもやっておりますが、限界集落を抱えているような、民生委員を選出することが難しいという地域も出始めておりますので、これは、都市だけの問題ではなくて、全国の問題として議論できたらいいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、これから質疑応答や意見交換の時間を設けたいと思います。初回ですので、1度は御発言いただけるように進行させていただきたいと思います。まずは、現地で御参加の方、次に、オンラインでの御参加の方から、それぞれ、構成員名簿の順に指名させていただきますので、お一方、3分程度でよろしいでしょうか。自己紹介、事務局の説明についての御質問や地方分権提案に対する率直な御意見等々をいただけたらと思います。おおむね30分程度で一巡させていただきたいと思います。残った時間で議論をしたいと思えます。

それでは、こちらから、この順番でいきますと、小林構成員、よろしいでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○小林構成員　まず、初めに、選任要件に関する検討会ということですが、国にこうした民生委員・児童委員の在り方についての検討会の機会をつくっていただいたことに、感謝を申し上げるところです。ありがとうございます。

今回、選任要件に関する検討会、特に居住に関しての検討ということで伺っておりますが、地域外の人間を民生委員に推薦するということは、今までにはあり得ないことでありますし、かなりの混乱が生じるのではないかと考えています。今、港区さんの、担い手不足の解消の一助ということ、また、民生委員・児童委員の負担軽減というお話がありましたが、地域外から来る方の活動は、ある程度、決まってきてしまうのではないかと、その活

動が決まってしまった中で、いないときには誰が活動するのかということです。先ほど班活動というお話がございましたが、班活動は、それぞれの皆さんが、お互いを補完しようということで、お互いの足りないところを、要するに、助け合うわけです。例えば、マンションが何かに行くときに、一人暮らしの男性あるいは女性のところに異性が1人で行くのは心配だから一緒に行ってくれないかということがもともとの始まりだったと思うのですけれども、そういった補完があったのです。こういった場合、例えば、その方が夜はいないといった場合に、その地域にいる民生委員さんの負担が増えるのではないかと考えます。

また、先ほど、最後のほうに話がありましたけれども、キャリアを持っている方が転居した場合には、確かに、その方にはいてもらいたいですよね。いてもらったほうが、仲間としては、「はい、さようなら」では寂しいですし、いてもらって、今までと同じようにしてもらいたいということが本音だと思いますけれども、それだけ皆さんの地域に親しまれたのであれば、その方は新しいところに行ってもまた活動していけるのではないかと、その地域の活性化につながるのではないかとこの感じがいたします。

最後に、1点だけ。一番私が思ったことは、民生委員児童委員信条というものが、私たち、合同民児協なり、地区民児協なり、あるのです。「わたくしたちは隣人愛をもって社会福祉に増進に努めます」という項目がありますが、地域外から来ている人に隣人愛というものはあるのでしょうか。隣人愛が育つのでしょうか。地域にいて、初めて、隣の人に対する気持ちが、隣人愛ということなのではあるのでしょうか、生じてくるのではないかとこの感じがいたします。地域の住民で、そこに一緒に住んで同じ空気を吸って同じ食べ物を食べているからこそ、民生委員・児童委員は信頼されるのではないかとこの感じがいたします。地域外から来られている方は、今はいいかもしれませんが、いつまた転居するか分かりません。せっかく慣れたのにと。できれば、長くやってもらいたい。先ほど課長から話がありましたけれども、民生委員・児童委員は、長くやれば長くやるほど、やってよかったという気持ちが強くなるのです。そういった方が、長くやってくれて、「自分は民生委員をやってよかった」と思うわけで、来ました、でも、会社の関係でまた転居します、もうこっちへ来られませんということになってしまうと、何なんだという形で終わってしまうような感じも、しなくもありません。やはり、同じ地域にいるからこそ、私たち民生委員・児童委員の仲間としても、一緒にやっていこう、頑張ろうよという感じになるのであって、あんたは夜にいないからいいよとか、肝心なときにいないではないのということで、地区民協の中も割れてくるのではないかとこの懸念も考えられます。

今日は、フリートーキングということなので、まとまりのない話をいたしました。大変失礼いたしました。

ありがとうございます。

○中島座長 ありがとうございます。

東京都民生児童委員連合会副会長の小林構成員から、地域でまさに住んでいる人が大事なのではないかとこのメッセージをいただきました。

続いて、秋田県湯沢市の佐藤構成員から、お話をお願いいたします。

○佐藤構成員 秋田県湯沢市の状況を御説明したいと思います。

今、都会と、過疎というか、田舎のほうとの違いが分かるなという説明を聞かせていただいたところでございます。湯沢市は、今、定員が208ということで、港区よりも多い定員ということで、びっくりしたところでございます。その中で、欠員が3です。208に対して欠員3は、すごく充足率がいいのかなと思っているところでございます。個々の地区民児協の活動の中で、地域に根差した方、みんなが、地域の関係性がいいために、地区民児協の活動がスキルアップしているということで、地区民児協同士、欠員は出してはいけないという一人一人の志が高いというところで、欠員解消になっているのかなと思っているところでございます。

今、お話を聞いて、私も一番疑問に思うことが、地域に根差したということをどこどのように判断するのかなということが非常に難しいのかなと、地域に根差したというところの選任基準が少し難しいのかなと思っているところでございます。湯沢市においては、民生委員さんを推薦する場合には、町内会の会長さんの推薦だったり、地区民児協の会長さんの推薦だったり、社会福祉協議会の会長さんだったり、いろいろな地域の役員さん方の推薦状をつけていただいてから推薦する形になりますので、その推薦母体をどうするのかなということがすごく難しいのかなと思っているところでございます。

また、お話を聞いて、「在勤者」というところでも疑問に思うところがあって、どの企業さんでもいいのかなというところに何となく不安があるというか、営利目的と言うと変なのですけれども、一人暮らしの高齢者を訪問するというところで何か問題があれば、非常に難しいのかなと思うところもあるので、在勤者は、何の法人でもいいのか、何の会社でもいいのかということは、気になるところかなと思っているところでございます。

湯沢市民生委員協議会には、行政だけでなく、基幹相談支援センター、包括支援センター、いろいろな関係機関が、毎回、定例会に入っております。そのときに、その場で相談をつなぐ、場合によっては、その定例会が終わったら、民生委員さんとその関係機関で「一緒にその自宅を訪問しましょうか」ということで、早期発見・早期支援にもつながっているところでございます。こういう関係機関とのバックアップがしっかりつながっている。湯沢市は重層的支援体制整備事業も行っていますので、そういう仕組みがしっかりとつくれば、民生委員さんの負担もかなり少なくなるのかなと思っておるところでございます。民生委員さんの負担の軽減をしながら、民生委員同士、風通しのいい、仲のいい活動が行われることが、欠員が解消されることの一つになると思っているところでございます。

私の発言は、以上でございます。

○中島座長 ありがとうございます。

続いて、和歌山県民生委員児童委員協議会、西村構成員から、お願いいたします。

○西村構成員 和歌山民児協の西村と申します。よろしくお願いします。

この御提案を初めてお聞きして、県民児協としても、理事会等の中でいろいろと議論をさせていただきましたが、確かに、タワーマンションとか、我々、田舎のほうにはあまり

ないような環境の中での委員活動は、私らのところの小さいマンションでも中に入れなくて担当の委員が難儀しているということが現実にございます中で、港区さんのような大人口のあるところでは、より大変やなという認識は持ちます。ただ、この御提案の中での利点として、充足率の向上ということが狙いだとおっしゃっていましたが、私もそう思いますが、それで大きな改善が望めるかなというところは、少し私はクエスチョンを持っております。ゼロより1や2のほうがいいことは間違いないのですが、根本の要件を変えてやるまでの効果があるかなということが、気になるところです。人口密集地のみならず、我々のところでも過疎地はたくさん抱えておりまして、要は、民生委員になれる要件を満たす人材がいない地区もございます。こういう場合は、隣の市町村区から応援をいただくという意味では、効果が少しはあるのかなと思います。

難点としては、先ほどからいろいろとお話のある、地域の事情の把握、住民との信頼関係、急な相談のときの対応時間、各種研修会や行事への参加は、他市町村に移らねばならないので、負担がその方には大きくなるのではないかという心配もあります。これらを踏まえまして、こういう条件下で採用された方に第14条の職務内容が十分に果たせるかというところで、少し「はてな」というところがあります。

もう一点、第24条の民生委員協議会の負荷で、この居住条件外の方がなれることによってどういう負荷が増えるのかなというところは、今後、皆様からまたお知恵を借りて、勉強していきたいと思っております。

やるとしたら、恐らく、法律の本体は変えない、特例的な対応はやむを得ぬのかなという感じを持っております。

以上でございます。

○中島座長　ありがとうございます。

お三方から、それぞれ、地域に根差したというところの部分で、御発言をいただきました。

それでは、室田構成員、お願いします。

○室田座長代理　東京都立大学の室田信一と申します。

簡単な自己紹介と、少し、今回の先ほどの御提案に関する私のコメントをしたいと思っております。

私は、大学では地域福祉を専門としておりまして、市民によるボランティアな活動もしくはリーダーシップといったところを研究しております。私自身、研究者になる前に、大阪府内のある小さなNPOでコミュニティソーシャルワーカーの仕事をしていた経験がありまして、そこでは、毎日のように、地域の民生委員さんと連絡を取りながら、常に協働して働いておりました。「室田さん、一緒に訪問してくれないか」、「室田さん、誰々さんのところに訪問してみてくれる」ということを毎日のように電話をいただいて、訪問するといった仕事をしておりました。そういった関係で、民生委員・児童委員さんの仕事に対しては大きな敬意を持っておりますし、この制度が長く持続することはとても大事なことで、そのような立場から、今回は参加させていただいております。

一方で、世間的にというか、社会的には、民生委員の制度は、欠員が多いこともあり、時代にそぐわないのではないかという御意見もあることも承知しております。ただし、私はそうは思わない立場でして、ある意味、隣人による隣人の関係性を重視した支え合いは、むしろ現代の支援に合っているのではないかと思います。昨今の地域共生社会の議論もそうですし、包括的支援体制を整備するとか、重層事業とか、そこに民生委員のような役割がとても重要になってきています。さらには、専門職がそこに関わる、関係機関が関わることによって、重層的なセーフティーネットを地域につくっていきという意味では、この民生委員のような存在が地域にいることは、とても重要で、時代に合った形ではないかと思っております。

ただ、この「隣人」の概念、捉え方は、恐らく時代とともに少し柔軟に捉える必要も出てきているのかなと思うことも、また事実ではあります。先ほどの資料などにもありましたけれども、世代構成としては独居世帯が非常に増えてきていることもありますし、港区の重富構成員からもありましたように、特に東京都内や都市部では共同住宅に住む人の割合が非常に増えてきている。また、コミュニケーション方法も、ICTの発展により、かなり変わってきている。こういった中で、「隣人」というものが、これまでのような形の隣人とはまた姿が少し変わってきているのかなということも感じております。

私自身も、子供の通っている小学校を通して地域活動に参加しておりますが、このような性格でこのような経験をしてきているので、早い段階から地域活動に参加したいと思いつながりながらも、借家に住んでいるもしくは子供がいないときは、なかなか地域の活動につながりにくいという状況もありました。ところが、持ち家に住んで子育てをし始めると、いろいろな形で地域に関わる機会が増えてきたこともまた事実です。そう考えると、単身世帯がこれだけ増えてきていることを考えますと、地域に関わりたいたいと思っていて、なかなか関わるできない、できにくい、従来の隣人としての接点ではなかなか地域活動に関われないという方も増えてきていることを考えると、地域や隣人の捉え方も柔軟にしていくことが大事かなと思っています。

先ほどタワーマンションの話もありましたが、東京都もしくはその近県においても、タワーマンションが隣接しているところなどで、エリアマネジメント団体というものを立ち上げて、NPO団体などがそうなのですが、自治会活動の代わりを担っているという団体もあります。例えば、こういうところの職員は、地域の実情をよく知っていたりします。しかし、その地元に住んでいるとは限りません。先ほどはコンシェルジュや管理人というお話がありましたが、こういったエリアマネジメント団体のスタッフなどが民生委員になることは、場合によっては、非常に合理的なのではないかということも、ある意味、新しい形の隣人をそこで捉えることができるのではないかということも思います。

私が働いていた大阪のNPOはちょうど市境にありまして、私の先輩コミュニティソーシャルワーカーは、自転車ですぐのところに住んでいるのですが、住所は隣の市なのです。こんな国の委員会で話すことではないですが、仮に、その方が定年を迎えてそのNPOを退職されるというときに、それこそ地域で民生委員になってほしいということ

も言われるかもしれません。そういったときに、今の条件ではなり得ないということを考えると、当然地域に住んでいることを重視することは大事だと思いますが、居住要件を柔軟に捉えることも、場合によっては、必要なのではないかと。

その際に、先ほど港区から提案があったように、「在勤者」という言葉が独り歩きするといったところの注意点、また、資料１の８ページ辺りの中で書かれていた留意点は、丁寧に議論していく必要があるかと思います。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

「隣人」の概念をどう捉えるかというところで、大事なお話をいただきました。

オンラインの参加の方に移りたいと思います。

それでは、港区の重富構成員、お願いいたします。

○重富構成員 港区の重富です。

先ほど説明をさせていただきましたので、それほど違う意見はないのですが、繰り返しになりますが、提案させていただいた立場としても、民生委員・児童委員の職務の重みは非常にあって、それは私も実感しているところです。提案自治体ではありますが、要件緩和を実現するのであれば、こういった基準でということと、基準ができた後の運用を、慎重に、抑制的にというところから始められるような形がいいのかなとは思っています。

充足率自体の数字の向上が目的というわけではなくて、お住まいの方に地域福祉が行き届くということが目的になってきます。欠員のままでいくことの負担、これは当然厳格な要件が必要になってくると思いますけれども、特例的な在勤者でカバーしていくことでまた生まれる負担も出てくると思います。そこを比較して行って、こういった結論がいいのかということを議論していただければと思います。

持続可能性といった場合、新しい「隣人」の概念というお話もいただきましたし、多方面の御意見を集約した上で結論が得られればいいなと思っているところです。

私からは、以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

続いて、富山県高岡市の関原構成員、お願いいたします。

○関原構成員 富山県高岡市の関原でございます。よろしくお願いいたします。

都市部と違いまして、高岡市では、383人の民生・児童委員につきましては、充足率は100%でございます。いろいろな部分の中で、例えば、その383人の中には、就業している方が200名以上いらっしゃいます。その就業している方たちが民生委員の活動をしやすいように、商工会議所や商工会に働きかけまして、就職先の御理解を得ることに努力をしております。その中で、就業されている人のうち希望のある方につきましては、市長名と民生委員・児童委員の会長さんの連名で、その就職先に対して、こういう民生委員の活動の趣旨や日中の会議があるときには協力をお願いしますという形で、直接企業に働きかけをすることによって、民生委員の活動にまずは理解をしていただくということをして

いるところでございます。

いろいろな部分で都市部の方とは違うと思うのですけれども、うちの高岡市では、地域のことは私たちがやっていくんだという気持ちを持っておられる方が多くいらっしゃいます。それを地域外の方でも大丈夫ですよということを言うと、ハレーションが大きいのではないかとかいのかないかなという部分があります。せっかくやる気を持ってやっている、地域のことは私たちが解決していくんだという気持ちを持っている方たちの誤解を招かないかなという懸念を持っています。

もう一つ、富山県高岡市はですけれども、能登半島地震の被害がございました。その際に、1月1日に地震が起きた際、居住している民生・児童委員はが、一人世帯の高齢者の安否確認、あるいは避難所をすぐに開設する協力などとか、居住していることによって非常にスムーズに対応していただき、支援物資の届出などとか、市役所でそこまで手が回らない部分についてもございまして、民生・児童委員の方にはそこで非常に活躍していただいたということがございます。やはり距離的に離れていると、有事の際にとかは、なかなか難しい部分があるのかなという思いでございます。

以上でございます。

○中島座長 どうもありがとうございました。

商工会議所の関係で、非常に興味深いお話をいただきました。

続きまして、全民児連の高山さん、お願いいたします。

○高山構成員 御紹介いただきました、全国民生委員児童委員連合会の副会長をされており、また、岡山県の民生委員児童委員協議会の会長でございます、高山科子です。

本日は、このような場を設けていただきましたこと、心から感謝申し上げます。

今日、全民児連の長田副会長が欠席ですので、私は、地元のこと、全民児連のこと、併せてお話ししたいと思っています。

この民生委員制度ができて、100年の間に、日本は、家庭、地域、特に家族制度が崩壊して核家族が増えてきましたので、家庭の中で今まで解決できていた子育てや介護といったものがない状況が、今、多くなっています。そういったところを民生委員がカバーしてくれていると思います。民生委員・児童委員は、その地域に居住する住民の中から選任されて、地域の一員として、共に地域に暮らす住民に、向き合い、寄り添い、きめ細やかに相談・支援を行い、公的な活動に日常的に取り組んでおり、その家族や親族への支援も行っています。この民生委員ができたとき、岡山県の元知事の笠井信一氏が、ドイツのエルバーフェルト市に勉強に行かれています。しかし、ドイツでは既にこの制度はなくなっています。日本人の隣人愛、お互いに思いやる心があればこそ、今につながっていますので、これは本当に世界に誇れる制度だと思っています。

したがって、同じ地域に居住するという民生委員・児童委員の選任要件と活動基盤の基本は堅持することが不可欠な条件です。よって、居住要件を緩和することには、現段階では、反対です。そうかといって、大都市の苦勞も理解しないといけません。今後、皆様方と知恵を出し合い、方向性を見いだしていければと思います。

特に、民生委員・児童委員は、同じ地域に共に暮らし、支援を必要としている住民から信頼され、安心感の下に、よりよい関係性が隣人愛によって堅持できる基盤があつてこそ、きめ細やかな相談支援を行うことができます。その上で、こうした民生委員・児童委員が行う日常的な相談・支援活動は、まさに、地域社会における福祉ニーズ、生活課題の解決に向けて、住民の福祉に責任のある基礎自治体・行政への協力・補完的な役割、つまり、つなぎの役割を図ることであり、地域共生社会の実現のためには、居住要件は堅持すべきであると思っています。

そういった中で、一昨年の改選を経て、今年の令和6年4月現在では、95%を超える充足率にはなっているようではありますが、大都市などではまだ欠員が続いています。この委員会を通して、皆さんで知恵を出し、しっかりと意見を出して、いい方向性を出せればと思っています。都市部などにおいては、民生委員・児童委員1人が400世帯を超える担当地域で、取組の負担感、さらにはコミュニティの弱体化、孤独・孤立、ひきこもり、セルフネグレクトなど、重篤な課題のある要支援者に対する訪問活動の負担感などが、近年、ますます顕在化しております。今後については、担当地域の民生委員・児童委員を支える、担当地域を持たない民生委員・児童委員の複数配置など、そうした活動の支援体制の整備や環境改善をまずは優先して実現させるべきではないだろうかと思っています。

○中島座長　そろそろまとめていただいてよろしいですか。時間の関係で、申し訳ないです。

○高山構成員　すみません。

本検討会への意見や期待することですが、民生委員制度の基本を変えてしまう前に、既に地域の見守り等を行う福祉推進員の設置や民生委員・児童委員の協力員を増やすことなど、協力体制を拡充していくことも、運営上、可能であろうし、そうした支援に関わる協力者を確保していくことが、民生委員・児童委員の活動支援やなり手確保につながるのではないのでしょうか。民生委員・児童委員のなり手確保は大きな課題であり、とりわけ、地方自治体の補完的役割を踏まえると、地域特性に応じて多くの関係者が様々な観点で検討して対策を講じることは歓迎したいと思っています。民生委員・児童委員のなり手確保は、国や自治体等で対応いただく制度運用基準の見直しや活動に当たっての負担軽減策、行政や地域関係者と共に広報活動等、環境改善の課題解決に向けて対応すべき事項を優先して検討を行うべきであろうと思います。なり手確保の抜本的な解決に向けて、かねてより全民児連が要望して参りました民生委員・児童委員活動の環境改善に向けた事項を含め、国として、活動の在り方等を協議してもらいたいと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○中島座長　ありがとうございました。

続きまして、北九州市の田津構成員、よろしくお願いいたします。

○田津構成員　北九州市でございます。よろしくお願いいたします。

北九州市におきましても、民生委員さんの充足率につきましては、令和4年12月の時点で、94.9%という状況になっております。平成19年12月のときには99.1%ということでした。

ので、徐々に充足率は下がっていった状況です。一定数を充足はしているように見えますけれども、今後、今高齢で御活躍されている民生委員さんが徐々に減っていくことを考えると、充足率という面では、徐々に厳しくなっていくのかなと考えております。我々は、もちろんこういった場で居住要件を議論させていただくことは非常に有意義だと思っていますし、年齢要件やいろいろな負担軽減の取組で、このなり手確保というところについては、総合的な観点から見直しをしていく必要があるのではないかとということで、今、民生委員さんと議論を始めたところです。今後、いろいろとお話等もさせてもらえたらと考えております。

今回、この居住要件の見直しに当たって、いろいろと民生委員さんとも議論させていただく中で、非常に肯定的な意見も多数寄せられてはいます。長年、例えば、商店街とかでずっと就労されている方で地域の実情をよく把握されている方もいらっしゃるって、その方を民生委員さんにしたいんだという御意見も寄せられているのです。今の居住要件があるためにできないんだという声もあります。そういったニーズがどこまであるかという、正直、分からないのですが、少なくともそういったニーズもございまして、もしカバーできるのであれば、そういったところも救済してあげたいという考えもあります。一方で、中には、地区に住んでいること自体が重要であって、認めるべきではないという意見もありまして、その辺りは、いろいろとお話を聞かせていただきながら、これから検討していくのかなと考えております。

懸念や課題は、今皆さんからいろいろといただきました、緊急対応あるいは夜間や休みの日はどうするのか、あるいは、今度は退職したときにどうするのかといった意見も出ておりますので、そこは皆さんと内容的には重複するところかなと考えております。

以上でございます。

○中島座長　ありがとうございました。

続いて、大阪府の谷岡構成員、お願いいたします。

○谷岡構成員　大阪府の谷岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

少しだけ、都道府県はどんなことしているのかなということだけ、御紹介を先にさせていただければと思います。事務局のほうでも御説明いただいたところではありますが、大阪府といたしましては、政令市や中核市を除く市町村の民生委員の推薦を大臣宛てに出すということをしていただいております。今、来年度の一斉改選に向けて、その基準となる推薦要領の検討を始めているところです。例えば、75歳のいわゆる定年をどうするのかといったところを、市町村から、ご意見をいただきまして、そちらを今は精査しているところでございます。併せまして、条例・規則で定数を定めておりますので、改定に向けての準備も進めているところでございます。このほか、活動費等の負担金や研修の事業もさせていただいております。先ほど小林構成員から長くすればするほどというようなお話がありましたけれども、私どもも、1期目の壁といいますか、1期目で負担感を感じてお辞めになられる方がおられるということが分かりましたので、フォローアップの取組や情報共有を進めているところでございます。

今回の居住要件の緩和に関しまして、特別区長会さんからいただいた御提案に対しまして、大阪府といたしましては、追加共同提案の団体として、共同提案に賛同させていただいた経過がございます。大阪府域の全部の市町村ということではなく、自治体としての大阪府ということでございますので、市町村におきましては、現行のまま、在住者でいいのではないかという考えの市町村も当然ございます。私どもとしましては、先ほども皆様からお話がありましたように、転居されて居住要件だけを満たさなくなってしまったと、だけと言うと恐縮なのですが、転居後も引き続き地域との関わりはあるのだけれどもという事例や居住要件を理由に推薦できない事例があることを確認しております。一方、前回、令和4年12月の一斉改選で、大阪府としまして初めて委嘱率が9割を切ったという危機感がありました。こういったことから、可能性や選択肢の一つとして考えられないだろうかというところでございます。万が一、緩和があったとしても、先ほどおっしゃっていただいたように、基準については、非常に厳格で慎重な考えが必要かと思いますが、やむを得ない場合、例外的なものとして、地域の実情を踏まえて、ほかに選択肢がない場合、こういったことの可能性はできないだろうかということで、共同提案の追加団体として参画をさせていただいたところでございます。この辺りの基準をどうするのかということは、当然前提を整理してからになるかと思うのですけれども、地域での候補者選出が難しい地域が事実上あるという声を受けての検討かと思っておりますので、また引き続きよろしくお願いいたします。

懸念点としては、皆様の御指摘のとおりだと思いますし、加えまして、個人情報の取扱いをどうするか、委嘱率だけが着目されて過度なプレッシャーがかかるようなことは避けたいというお声もありました。

以上です。

○中島座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、札幌市民児協副会長の向構成員、お願いいたします。

○向構成員 向でございます。よろしくお願いいたします。

まず、私は札幌の民児協でございますけれども、北海道は広うございまして、札幌市の民児協と札幌市以外の北海道民生委員児童委員連盟という2つの組織がございます。私は札幌なのですが、札幌は、御承知のとおり、190万少しの人口がありまして、10区、ございます。その10区の中に90の地区民児協がありまして、相対的に言って、今は2,967名という定数がございますけれども、現在、充足率が94.3%となっております。令和4年度の改選期のときには92%ぐらいだったのですが、徐々に、補充といいますか、新任の方が入っていらっしゃいます。本州でいう町内会の会長とか、民児協の会長もしくは民生委員の協力によって、徐々に盛り返してきているのかなと思っているところでございます。

私の考えとしては、基本的には、先ほどもいろいろな方から出ていました「隣人」の捉え方で、民生委員のそもそもの基本的な部分とすれば、地域に根差した一番身近な相談員ということで、地域に根差すということが基本であろうと思っております。今後、検討す

る中では、御提案のあった要件等が変わっていくこともあろうかと思いますが、当面は、基本的な部分からすると、現状を維持していく方向のほうがいいのではないかと、私は思っておりました。先ほどの資料の中にもございましたとおり、高齢の方は民生委員の認識が高い、30代や40代にはあまり知られていないといったところが担い手不足という部分に影響しているのかなと思っておりますので、まず、民生委員とは何かと、民生委員さん自体をPRする等、まだほかにやることがあるのではないだろうかと思っております。

札幌市の場合、確かに、担い手不足も、今、いろいろと言われています。今年の8月から、札幌市の行政と現職の民生委員、各10区から1人ずつ集まっていただきまして、意見交換をして、この担い手不足をいかに解消するか、現場を持っている人たちの意見を行政の方に聞いてもらって、これからこういった方向に持っていこうかということをやろうとしていて、今、スタートをする準備を進めております。

一方で、令和7年の改選期を目指して、ちょうど団塊世代の方がいわゆる年齢要件から外れるという状況にあるので、それをいかに解決しようかということも、既に始めております。去年の10月ぐらいから始めておりますので、担い手不足をいかにして解決しようかという部分からすると、話し合いというか、議論をしているということです。年齢要件を外れるというところもあります。今まで民生委員は75歳で「定年」という言葉を使っていたかと思いますが、民生委員には定年はありません。年齢要件を外れるというだけで、定年はないということも、一応、皆さん、全委員の共通認識として、まずは植え付ける取組もしています。まずは、現状の要件の中で、いかに担い手を補充するか、探すかといったところに焦点を置いております。今後、私ども、民生委員の立場からすると、民生委員のPR、民生委員とは何ぞやということのPRをする、皆さん、民生委員が受け持っている業務の内容の見直しをしていただくということを希望するところです。行政から、上からいろいろな仕事の下りてくるといいうものも多いですし、そういったものの内容をもう少し見直していくことも、私たちからすると、お願いする部分ではないだろうか、そんな気でおります。

私からは、以上でございます。

○中島座長　ありがとうございました。

自己紹介から、今回の選任要件の検討について、様々な御意見をいただきました。既にフリーディスカッションに入るような内容も様々な触れていただいております。今も、業務内容の見直しのことを向構成員に触れていただきましたし、高岡市の関原構成員は、商工会議所との連携、200人を超える民生委員さんが働いているという中での企業との連携とか、大変興味深い話も既に出てきております。これからの残された時間は、フリーディスカッションということで、こういった問題が民生委員・児童委員の周辺にあるのかというところで、御意見をいただけたらと思っております。

オンラインの方は、分かるように、挙手をいただくなり、個々に御提示いただけたらと思います。いかがでしょうか。居住要件についてでも結構ですし、少し広めにお話しいただいても結構かと思います。今日は、初回ですので、少し課題出しをしたいと思います。

小林構成員、どうぞ。

○小林構成員　ありがとうございます。

資料1だったかな。推薦されてくる8割が町会・自治会の推薦だという話がありました。町会・自治会でもって民生委員の推薦会を構成するのだと思うのですが、今、その町会・自治会の加入率が非常に落ちているのです。その中で民生委員・児童委員を推薦するということが問題ではないかと、私は思っています。先ほどは商工会議所という話がありましたけれども、もっと広く募集するというわけではないですけれども、推薦母体を町会以外のところにも広げて、そういったところから推薦していくべきではないかと考えています。これは推薦会の問題ですので、推薦会でどのように判断するかによって考えが変わってしまいますので、難しいのですが、町会・自治会だけの推薦では、今後、充足率は増えていかないのではないかという懸念を非常に強く持っています。特に、いい人がいたとしても、結局、今の制度ですと、「この人は民生委員・児童委員にいいよね」といっても、要するに、「今度、この方を民生委員さんとして推薦してくださいね」と町会長にお願いするのです。でも、「この人は町会の会員ではないのですけれども、何でうちから町会の会員ではない人の推薦をするのですか」というところで駄目になってしまう例は、過去に何回も経験しています。その意味で、推薦会を検討していただけないでしょうか。

○中島座長　ありがとうございました。

町内会・自治会の加入率が2割や3割という自治体が出始めている中で、全体の住民の2～3割の中から選ぶことは大変だということでの御意見だと思います。

いかがでしょうか。佐藤構成員。

○佐藤構成員　今の御意見で、推薦会の在り方には、私も疑問はあるのですよ。町内会や身近な人であれば、その人となりがしっかりと分かるのですが、町内会の推薦があるからこそ推薦会で議論になるのですけれども、逆に、推薦会で議論することがなくなっている。推薦会の意味がないというか、町内会で選ばれた方に対して、推薦会で駄目だという理由がないということで、推薦会の在り方は、もう一回、母体を大きくするとすれば、その基準をどのように明確にしていくのかなと、選任基準、誰もが分かるような選任方法というところが非常に大切になってくるのかなと思っているところでございます。

○中島座長　町内会と推薦会の関係、推薦会の役割ですね。とても大事な話をありがとうございました。

いかがでしょうか。

西村構成員、どうぞ。

○西村構成員　推薦会ということで、委員の推薦について、今の意見の中では、町内会や自治会が推薦するという仕組みのところが多いように聞こえるのですが、私の住んでいる地区では、定年退職される委員さんを主体に、補充というか、補完をやっていることが現実です。町内会・自治会長さんあるいは役員さんからのこの人を委員にしたらどうかという提案は、比較的、少ないです。だから、退職される委員さんに逆に負担がかかっている、

申し訳ないなという思いはあるのですが、その方が面倒を見ていらっしゃる区域の中のこととはその委員さんが詳しいと私らは認識しておりまして、その推薦される方が適任かなと思っています。私どものところでは、地区推薦会というものがあって、市町村の推薦会があって、社会福祉審議会みたいなところと、和歌山市の話ですが、推薦会と３段階で推薦されるようになっていまして、最初は、地区推薦会で、当然ながら、連合自治会長さんや婦人会長さんや学校の校長さんという識見のある方になっていただいて、そこから市に上げていくという仕組みでやっております。今のお二方の自治会・町内会という選び方とは少し違うということで、発言させていただきました。

以上です。

○中島座長　ありがとうございました。

民生委員さんが辞めるときの後任を探すということは、また大きな課題になっていますよね。これが大変だということです。

いかがでしょうか。オンラインで御参加の構成員の皆さんからも。

高山構成員、お願いします。

○高山構成員　私は、女性の立場で、先生方にお話ししたいと思います。今、23万人の民生委員・児童委員のうち、６割ぐらいが女性になっています。確かに、女性は男性にはない細やかな心遣いがあるかと思いますが、逆に、男性は決断力があると思いますので、そのバランスはいいのですけれども、女性が家庭のことに加えてこういった奉仕活動をするということに対しては、本人はお受けしてもいいと思っても、家族がバックアップしてくれないと、お引き受けできません。そういったこともありますし、先ほどから出ております町内会で、町内会長さんを受け取る人も今はだんだんいなくなっています。その町内へ越してこられてすぐに町内会長を受けられたような方もいらっしゃるのので、この推薦会の在り方等も今後の議論の中に入れていただき、適任者が民生委員として推薦されるように、皆さんで協力していただけたらと思います。

高齢者は、どんどん増えております。逆に、子どもは、少なくなっていますけれども、今までになかったような、ひきこもり、シェルター、居場所がないといった子どもたちを抱えている地区もございますので、それも併せて包括的に皆様と議論して、良いものに仕上げていけたらいいと思っています。

よろしくお話ししたいと思います。

○中島座長　ありがとうございました。

まだもう少し時間はございます。いかがでしょうか。

女性委員の方、推薦会のところに関心が寄せられているというところかと思います。

室田構成員、お願いします。

○室田座長代理　少し感想めいたことですが、先ほど、就労されている民生委員さんの活動しやすさ、環境整備のために、商工会に説明しに行くもしくは説明する書類を用意するというお話がありましたけれども、こういった取組は恐らく非常に重要になってくるのかなと思います。特に、民生委員さんの年齢構成を見ても、退職された年齢の方が多

くなっていると思いますけれども、今後、より低年齢の民生委員さんに担っていただく上では、活動しやすい環境整備は非常に重要になってくると思います。せっかくの国の委員会ですし、そういう意味では、やや大きな話になってしまうかもしれませんが、国民全体が地域活動にもっと参加しやすいような条件整備ですよね。例えば、ボランティア休暇等がありますけれども、本人が望むかどうかという問題ももちろんありますけれども、民生委員休暇みたいな、「休暇」とは言わないかもしれませんが、民生委員になることで、会社の中で少し役割が免除される、何かしらの配慮をいただけるといった、地域活動に対して積極的・前向きになるような企業の考え方の後押しも、今後は重要になってくるかなと思いました。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

この間、いろいろな報告書の中で、働きながら民生委員活動ができるということを大事にと、ずっといろいろなところで私も書いてきたのですけれども、とても大事な取組かなと思って、聞いておりました。

高岡市の関原構成員、いかがでしょうか。皆さんに非常に関心を持っていただいているような気がしますが、補足がございましたら、お願いします。

○関原構成員 高岡市でございます。

基本的には、高岡市の民児協といいますか、うちの民生委員児童委員協議会から、働いている方から、日中は出にくいという御意見があったとお聞きしございまして、高岡市もその御意見を受け止めまして、令和4年に、まず、商工会議所に、こういう部分での御協力をお願いしたところでございます。民生委員・児童委員になられた方の中で、働き先に、要は、こういう活動の趣旨を説明した手紙を、手紙といいますか、そういう部分で、送ってほしいという方に対しては、市長名と会長名で、こういう趣旨で民生委員・児童委員活動にその会社のこのAさんがなっておりますので、そういう部分では配慮をお願いしますという形で送りました。送っていただきたい方に対してはそのようなそういう対応をしたことでということで、送っていただきたいという方がそれをしたことによって日中に出やすくなったという御意見はいただいております。

以上でございます。

○中島座長 ありがとうございます。

少し皆さんの関心があるところかなということで、追加の御説明をいただきました。

もうお一方ぐらい、大丈夫かなと思いますが、いかがでしょうか。皆さん、今日お話ししたいと思っていることは大体お話しできたでしょうか。大丈夫でしょうか。

もしよろしければ、局長、何か、御感想なり、少しいただければと。

○朝川局長 朝川です。

せっかくのお時間をいただきまして、ありがとうございます。

民生委員・児童委員の制度について、国でこういう形でオープンにいろいろな議論をいただくということは、近年は、あまりしてこなかったかと思います。今日はたくさんの方

ろいろな視点からの御意見をお伺いできて、我々にとってもすごく有意義な会だったと思います。

この会は、一定の期間に結論を出していかなければいけませんけれども、まさにいろいろな意見があって、それが集約されて、いいものになっていく、そういう形がつかれるといいと思いますし、20数万人いらっしゃる民生委員の皆様方が既に活動されているわけですから、そういった方々の思いがきちんとこの議論の成果に反映されていくことが何よりも重要だと思いますので、これからまた何回か回を重ねさせていただきますけれども、引き続き、よろしくお願いしたいと思います。

今日は、本当にいい議論をありがとうございます。

○中島座長 ありがとうございました。

本当に、皆様から、大事な議論、御提案をいただいたとっておりますので、これを材料に、今後、整理させていただきたいと思っております。

それでは、次回の開催予定等を、事務局から、よろしくお願いいたします。

○平井補佐 次回につきましては、7月下旬に、今回と同様に、対面・オンラインのハイブリッド形式での開催を予定しております。

正式な開催通知につきましては、追って御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

○中島座長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきたいと思えます。

皆さん、議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

これにて、終了です。

(了)